上田市公共施設等民間提案制度運用指針

1　趣旨

本市では、近年、高度経済成長期に整備された各種公共施設等の老朽化に加え、少子高齢化や人口減少をはじめとした社会構造の変化に伴う住民ニーズの変化、多様化を背景として、従来の役割を終えた未利用の市有財産が多数発生している。

こうした市有財産を有効活用し、魅力的で持続可能なまちづくりを推進するためには、市場原理の中で培ってきた独自のノウハウや人的資源を有する民間事業者との連携を強化し、民間事業者の提案を積極的に取り入れていくことが求められる。

未利用の市有財産を有効活用することを目的として、民間事業者の発意による提案を積極的に受け付けて民間事業者の円滑な事業運営に移行することを目指す「民間提案制度（以下、本制度という）」を運用するため、本運用指針により基本的な考え方を定めることとする。

2　民間提案制度の概要

本制度は、魅力的で持続可能なまちづくりに資する目的で、本市における未利用の市有財産等を有効に活用する民間事業者の提案を広く募集し、内容を審査して採用された提案について提案者と協議を行い、事業化を目指すもの（協議が整わなかった場合や関係予算が成立しなかった場合は事業化しない）。

3　提案募集の方法

本市が指定した市有財産等を有効活用するための手法・事業について、民間事業者からの提案を募集する。

対象施設、募集期間等を含め募集の方式については、実施要領により定めることとし、提案募集を開始するときは、市ホームページ等により公表し、広く民間事業者に周知を行うこととする。

4　提案の内容

次に掲げるいずれかに該当するものとする。

（１）地域課題の解決につながるもの
（２）まちの魅力向上につながるもの
（３）生活の質の向上につながるもの
（４）地域経済の好循環につながるもの
（５）本市の歳入の増加、歳出の削減につながるもの
（６）その他本制度の目的に資すると市長が認めたもの

5　実施要領

提案の募集を行うときは次の項目を実施要領により定める。

（１）対象となる市有財産等
（２）提案の要件
（３）参加資格

（４）実施スケジュール
（５）募集方法
（６）審査方法
（７）その他市長が必要と認めるもの

6　提案採択（選考）の方法

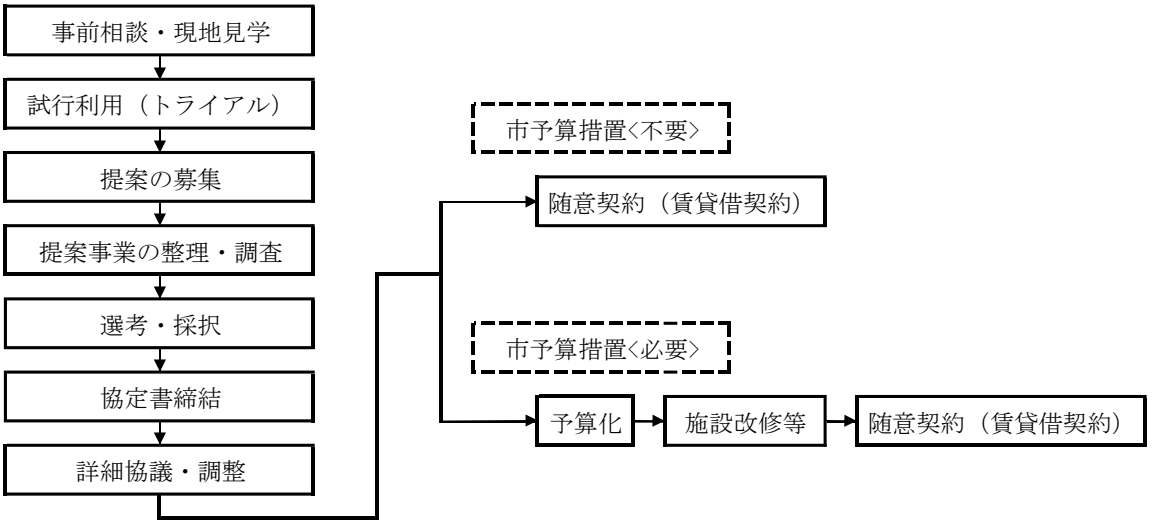
提案内容については、上田市土地利用検討会議において次の観点から審査し、採択の可否を決することとする。

（１） 独自性・独創性の視点がある事業であるか
（２） 魅力的で持続可能なまちづくりに資する事業であるか
（３） 地域の環境と親和性があり、地域住民に受け入れられる事業であるか
（４） 市政の方向性と一致する事業であるか
（５） 提案事業者の運営体制・財務状況、資金計画も含め、実現可能性の高い事業であるか
（６） 本市に求められる役務提供、歳出経費が適当な事業であるか
（７） 市民及び利用者の安全、安心が確保された事業であるか
（８） その他（法令遵守など）

7　民間提案制度の流れ

1	事前相談・現地見学	市が指定する公共施設等を市ＨＰ等で公表し、提案の実現可能性を高めるため、事前相談及び現地見学を受付
2	試行利用（トライアル）	希望者があった場合、トライアルを実施
3	提案の募集	実施要領を公表し、提案の募集（30 日以上）を実施
4	提案事業の整理・調査	提案内容を精査し、事業者への追加ヒアリングや、地元住民意向調査等の調整を実施
5	選考・採択	土地利用検討会議を開催し事業の採択可否を協議、決定
6	詳細協議・調整（条件調整、地元住民説明等）	採択された事業について、提案者と市が協定書を締結し、事業化に向けた詳細協議を行う。提案事業者と連携し、地元住民や関係団体等に説明し、理解、同意を得る。
7	事業実施事業者（契約締結の相手方）の決定	市の歳出を伴わない事業は、原則、提案事業者を事業実施事業者とする。 市の歳出が伴う事業は、議決を経て予算措置を行うなどの後に事業実施事業者とする。なお、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 項の随意契約の要件に該当しない場合は、改めて公募型プロポーザル等の方式により事業実施事業者を決定する。
8	契約締結等	提案内容を踏まえて契約内容の詳細を協議し、契約を締結。契約内容に双方の合意が得られない場合には、採択結果は無効
9	事業実施	事業者による事業運営を開始。適宜、情報提供を求める。

8　フロー



※市の予算措置が必要なケースで、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 項の随意契約の要件に該当しない場合は、予算化の後、公募型プロポーザル等の方式により契約締結の相手方を決定する。